

新熊谷学校給食センター整備事業に係る  
客観的な評価の結果について（事業者選定内容に基づく評価）

熊谷市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により、新熊谷学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

令和7年12月15日

熊谷市長 小林 哲也

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

新熊谷学校給食センター整備事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

熊谷市長 小林 哲也

### (3) 事業の目的

市では「学校給食法」（昭和29年法律第160号）の目的である「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る」ため、「熊谷市立学校給食センター設置条例」に基づき、学校給食の実施に必要な施設である学校給食センターを設置している。現在の学校給食センターによる児童・生徒への給食の調理・提供は、昭和56（1981）年に熊谷学校給食センター、昭和57（1982）年に江南学校給食センターの稼働を開始し、センターから給食提供しない小・中学校では自校調理方式を採用し行っている。

現在の熊谷学校給食センター及び江南学校給食センターは、稼働開始後40年が経過して施設・設備の老朽化が進んでおり、現在求められている衛生管理基準への適合や、アレルギー対応等、解決すべき課題が山積し、自校式の給食室についても同様の課題がある。

これらの状況を改善するため、市は令和5年12月に「新熊谷学校給食センター整備基本計画」を策定し、現在の2つの学校給食センターは早期に建て替え、現熊谷及び現江南の両学校給食センター並びに自校式給食室を1施設に集約し、提供食数最大約 13,000食規模の新学校給食センターの整備方針を定めたところである。

本事業は、解体・設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安心・安全な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

### (4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BOT：Build Transfer Operate）により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25年7月31日までとする。

(6) 事業範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

ア－1 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 設計業務
- (c) 建設業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品調達業務（食器・食缶等を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室改修業務
- (i) 学校配膳室の什器、備品等調達業務
- (j) 近隣対応・対策業務
- (k) 設計、建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (l) その他必要な関連業務

ア－2 解体工事等業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 解体設計業務
- (c) 解体工事業務
- (d) 廃棄物処分業務
- (e) 近隣対応・対策業務
- (f) 解体に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (g) その他必要な関連業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構、用水路地先管理等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務
- (d) 運営備品保守管理業務（調理備品、学校配膳室備品の修繕・補修・更新を含む）
- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（長期修繕計画作成等を含む）

エ 運営業務

- (a) 調理業務（食器・食缶等洗浄消毒保管業務、日常の検収等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 衛生管理業務（調理エリアの日常清掃、廃棄物の分別・脱水処理業務）
- (d) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、食育支援、広報支援等）

## (7) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和7年12月
設計及び第1工区建設期間	令和7年12月～令和10年8月（33か月）
配膳室改修期間（学校長期休暇期間）	令和9年7月～8月及び令和10年7月～8月
第2工区既存施設撤去及び建設期間	令和10年7月～令和11年3月（9か月）
第3工区既存施設撤去期間	令和11年4月～令和11年8月（5か月）
本学校給食センター施設の所有権移転	令和10年7月まで
開業準備期間	令和10年7月～令和10年8月（2か月）
維持管理・運営期間	令和10年9月～令和25年7月（15年間）

## 2 優先交渉権者決定までの経緯

優先交渉権者決定までの経緯は、以下のとおりである。

項目	日程
募集要項等の公表	令和7年4月1日
現地見学会	4月4日・7日
募集要項等に関する第1回質問受付締切	4月21日
募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表	5月14日
参加資格審査書類の受付締切	5月19日
参加資格審査結果の通知	5月23日
募集要項等に関する第2回質問受付締切	5月28日
第2回事業者対話の実施	6月4日
募集要項等に関する第2回質問に対する回答公表	6月17日
提案審査書類の受付締切	7月22日
提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーションを含む)	8月27日
優先交渉権者の決定	9月2日
優先交渉権者の公表	9月25日

## 3 優先交渉権者

株式会社東洋食品を代表企業とするグループ

代表企業	株式会社東洋食品
構成企業	株式会社楠山設計
	東亜建設工業株式会社 北関東営業所
	大和建設株式会社
	タニコー株式会社 熊谷営業所
	株式会社アイホー 埼玉営業所
	株式会社オーエンス さいたま支店
	NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店

#### 4 提案価格

18,190,431,282円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 5 財政負担額の比較

本事業について、民間事業者とのPFI事業契約に基づく市の財政負担見込額を算出し、市が自ら従来型発注方式で実施する場合の想定財政負担見込額と比較した。

この結果、本事業をPFI事業として実施する場合の市の財政負担見込額は、市が自ら実施する場合に比べ、実施金額ベースで約9.5%（約20.9億円）、現在価値換算で約10.5%（17.9億円）軽減される算定結果となった。